

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

どうなる？来年12月 迫る高裁命令猶予期限切れ

開・裁判所が強制執行 閉・国が税金で違約金

【西日本新聞・7月1日】裁判所の執行官の指示で開門のボタンが押されると排水門が徐々には上がり、海水が調整池に流れ込む。こんな前代未聞の強制執行が現実となるのだろうか。国営諫早湾干拓事業(長崎県諫早市)は国に排水門の常時開放を命じた佐賀訴訟福岡高裁判決が確定したが、地元で反対で農林水産省の開門準備は進んでいない。佐賀訴訟原告弁護団は、このまま2013年12月の開門期限が来れば強制執行の申し立ても辞さない構え。開門はどうなるのか、今後の展開を予想してみた。

農水省は常時開放に向けて、農業用水の代替水源を確保するための地下水ボーリング調査や、堤防補修などを実施する方針だが、地元で反対で手付かずのまま。九州農政局が長崎県雲仙市に出した地下水ボーリング調査のための井戸設置申請は、地盤沈下の恐れがあるなどとして許可されなかった。諫早市も、大量の地下水取水に市長の同意を求める条例を新たに設けた。開門準備のための井戸設置には、開門に反対する地元市長の同意が必要で、実現へのハードルは高い。農水省は4月に九州農政局に諫早

湾干拓開門事務所を設けたが、八方ふさぎりの状態だ。

一方、佐賀訴訟の堀良一弁護士事務局長は「期限をすぎれば直ちに違約金の支払いを請求する。状況次第で強制執行の申し立ても検討する」と強調する。

強制執行が認められれば、潮受け堤防近くにある長崎県の諫早湾干拓堤防管理事務所を裁判所の執行官が入り、排水門の操作を担当者に指示し、開門させる事態が想定される。

強制執行については、裁判所が開門に伴う被害を想定し「現状では開門できない」と退けたとしても、違約金請求については、開門するまでの間、国に支払うよう命じる可能性はある。この違約金も、税金で賄われる。

こういう事態になっても国が地元を説得できるかどうかは不透明。開門準備が整わないまま、国が違約金を支払い続けることもありうる。

いざれにしろ、無駄な公共事業の象徴とされた諫早湾干拓事業に、さらに税金がつき込まれることになる。

そもそも国が確定判決に従わずに強制執行を受けたり、違約金を支払わされたりするのは「前例がない異常事態」(農水省幹部)。対策が進まないまま国が開門することも考えら

れるが、そうなれば地元の反発が一段と強まるのは必至。干拓地での営農などに被害が出れば、損害賠償を求められることになる。

事態をさらに複雑にするのが、地元の開門反対派が起こした長崎地裁の開門差し止め訴訟と仮処分申請の行方だ。

6月11日の長崎県議会農水経済委員会で意見を聞かれた差し止め訴訟弁護団事務局長の西村広平弁護士は「高裁判決後に公表された環境影響評価の結果素案などを踏まえて、開門差し止めの仮処分や判決が出れば高裁判決よりも優先されると考えている」と強調した。

これに対し、ある農水省幹部は「開門差し止めが認められても、国としては福岡高裁判決には従わざるを得ないのではないか」と戸惑う。福岡高裁判決は確定しており、ほかの訴訟の司法判断で効力は失われるものではない。国が上訴を断念しない限り、すぐに差し止め訴訟の判決が確定するわけでもない。ただ、開門反対派の主張を認める司法判断が出れば、開門問題はますます混乱の度を増すことになる。

実質的期限は来夏

【佐賀新聞・6月21日】高裁判決が示した開門期限の2013年12月まで残り1年半。佐賀県側は、ノリ漁期の冬場の開門は避けるよう求

めており、この点に関しては郡司農相も古川康佐賀県知事との面会で「切実な問題」と、考慮する姿勢を見せた。ならば、実質的な開門期限は来年夏までで、残りは1年ほどしかない。

農業用水の代替水源確保や排水ポンプの設置など、開門に伴い、不可欠な対策工事は、それまでに終わなければならない。このままズルズルと時間だけを浪費する交渉はもうやめるべきだ。工程表さえ示されない現状に、佐賀県側の開門実現への不安と農水省への不信は、ますます増幅している。

郡司農相は工程表の公表時期について、長崎県側に配慮する姿勢を示しつつ、「できるだけ早い時期としたい」として検討の時間をいたさないこととして検討の時間を示している。これまでの交渉状況と開門までの期限を考えれば、農水省が開門までの工程表を示し、「期限までに開ける」という明確なスタンスを示すべきで、それが、かつて「諍いの海に終止符を打つ」と報告書に書いた郡司農相の責任ある態度だ。

諫早湾干拓事業 入植 選定問題 金子、谷川

両氏を県議会が告発 地方自治法違反